

別表1

1 基 準 額	
a 看護師等養成所運営事業	
1 保健師養成所	次に掲げる基準額A及び基準額Bの合計額に別表3及び別表4に定める調整率を乗じて得た額
(1) 基準額A	
次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額	
ア 養成所1か所当たり	9, 070千円
イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに	2, 061千円
ウ 事務職員分として1か所当たり	536千円
エ 生徒数に1人当たり13千円を乗じて得た額	
(2) 基準額B	
次のア及びイの合計額	
ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	340千円
イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	
	147千円
2 看護師(3年課程)養成所	
次に掲げる基準額A及び基準額Bの合計額に別表3及び別表4に定める調整率を乗じて得た額	
(全日制)	
(1) 基準額A	
次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額	
ア 養成所1か所当たり	17, 751千円
イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに	2, 061千円
ウ 事務職員分として1か所当たり	536千円
エ 生徒数に1人当たり16千円を乗じて得た額	
(2) 基準額B	
次のア、イ及びウの合計額	
ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	340千円
イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	
ウ 国家試験対策セミナー参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	147千円
	6千円
(全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制)	
(1) 基準額A	
次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額	
ア 養成所1か所当たり	13, 313千円
イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに	1, 546千円
ウ 事務職員分として1か所当たり	402千円
エ 生徒数に1人当たり16千円を乗じて得た額	
(2) 基準額B	
次のア、イ及びウの合計額	

ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者 1 人当たり	3 4 0 千円
イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり	1 4 7 千円
ウ 国家試験対策セミナー参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり	6 千円
3 看護師（2年課程）養成所	
次に掲げる基準額A及び基準額Bの合計額に別表3及び別表4に定める調整率を乗じて得た額	
（全日制）	
（1）基準額A	
次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額	
ア 養成所 1 か所当たり	1 5 , 2 6 5 千円
イ 総定員が 8 0 人を超える養成所において専任教員分として定員 3 0 人増すごとに	2 , 0 6 1 千円
ウ 事務職員分として 1 か所当たり	5 3 6 千円
エ 生徒数に 1 人当たり 1 8 千円を乗じて得た額	
（2）基準額B	
次のア、イ及びウの合計額	
ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者 1 人当たり	3 4 0 千円
イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり	1 4 7 千円
ウ 国家試験対策セミナー参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり	6 千円
（定時制）	
（1）基準額A	
次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額	
ア 養成所 1 か所当たり	1 1 , 4 4 9 千円
イ 総定員が 1 2 0 人を超える養成所において専任教員分として定員 3 0 人増すごとに	1 , 5 4 6 千円
ウ 事務職員分として 1 か所当たり	4 0 2 千円
エ 生徒数に 1 人当たり 1 8 千円を乗じて得た額	
（2）基準額B	
次のア、イ及びウの合計額	
ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者 1 人当たり	3 4 0 千円
イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり	1 4 7 千円
ウ 国家試験対策セミナー参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり	6 千円
（通信制）	
（1）基準額A	
次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額	
ア 養成所 1 か所当たり	1 7 , 9 5 0 千円
イ 総定員が 5 0 0 人を超える養成所において専任教員分として定員 1 0 0 人増すごとに	2 , 0 6 1 千円
ウ 総定員が 5 0 0 人を超える養成所において添削指導員分として定員 1 0 0 人増すごとに	1 , 8 3 5 千円

エ 事務職員分として 1 か所当たり	5 3 6 千円
オ 生徒数に 1 人当たり 4 千円を乗じて得た額	
(2) 基準額B	
次のア、イ及びウの合計額	
ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者 1 人当たり	3 4 0 千円
イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり	
	1 4 7 千円
ウ 国家試験対策セミナー参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり	
	6 千円
4 準看護師養成所	
次に掲げる基準額A及び基準額Bの合計額に別表3及び別表4に定める調整率を乗じて得た額	
(1) 基準額A	
次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額	
ア 養成所 1 か所当たり	8, 8 6 6 千円
イ 総定員が 80 人を超える養成所において専任教員分として定員 30 人増すごとに	
	2, 0 6 1 千円
ウ 事務職員分として 1 か所当たり	5 3 6 千円
エ 生徒数に 1 人当たり 13 千円を乗じて得た額	
(2) 基準額B	
次のア、イ及びウの合計額	
ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者 1 人当たり	3 4 0 千円
イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり	
	1 4 7 千円
(注) 1 生徒数は、当該年度の 4 月 15 日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員の いずれか少ない方とする。	
(注) 2 事務職員は、1 学年定員 80 人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理 等の事務に 2 人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。	
(注) 3 新任看護教員研修事業は、別表5に掲げる事業とする。	
(注) 4 看護教員養成講習会参加促進事業は、別表6に掲げる事業とする。	
(注) 5 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。	
(注) 6 国家試験対策セミナー参加促進事業は、別表7に掲げる事業とする。	
b 看護師養成所 3 年課程導入促進事業	
専任教員等配置経費 1 か所当たり	9, 3 2 6 千円
(注) 7 看護師養成所 3 年課程導入促進事業は、別表8に掲げる事業とする。	

2 対象経費
a 看護師等養成所運営事業
看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費
1 教員経費
(1) 専任教員給与費
(2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、 福利厚生費

	<p>(3) 添削指導員給与費</p> <p>(4) 外部講師謝金</p> <p>(5) 委託料（上記教員経費のうち（1）～（4）に該当するものとする。）</p>
2 事務職員経費	<p>(1) 専任事務職員給与費</p> <p>(2) 委託料（上記専任事務職員給与費とする。）</p>
3 生徒経費	<p>(1) 事業用教材費</p> <p>(2) 臨床実習経費（消耗器材に要する経費）</p> <p>(3) 委託料（上記生徒経費のうち（1）及び（2）に該当するものとする。）</p>
4 実習施設謝金	<p>(1) 報償費（実習施設謝金）</p> <p>(2) 委託料（上記報償費とする。）</p>
5 新任看護教員研修事業実施経費	外部講師謝金、外部講師旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、備品購入費
6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費	外部講師謝金、外部講師旅費、代替教員雇上経費
7 国家試験対策セミナー参加促進事業実施経費	受講料、専任教員旅費
	<p>(注) 1 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）第2条第4号、第3条第4号、第4条第2項第4号、第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。</p> <p>2 専任とは、常勤及び非常勤の雇用形態を問わず、当該養成所以外で勤務していない者をいう。</p>
b 看護師養成所3年課程導入促進事業	看護師養成所3年課程の設置準備に必要な次に掲げる経費
1 教員経費	<p>(1) 専任教員給与費</p> <p>(2) 専任教員人当旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費</p> <p>(3) 委託料（上記教員経費のうち（1）及び（2）に該当するものとする。）</p>
2 事務職員経費	<p>(1) 事務職員給与費</p> <p>(2) 委託料（上記事務職員給与費とする）</p>

別表2

看護師等養成所の定員数	調整率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00
定員81人以上120人以下	1.02
定員80人以下	1.04

(注) 生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

別表3

国家試験及び准看護師試験合格率	調整率
97.5%以上	1.00
95%以上97.5%未満	0.98
95%未満	0.96

(注) 新設校など過去に実績のない場合は「95%未満」とする。

別表4

県内就業率	調整率
90%以上	1.00
80%以上90%未満	0.98
70%以上80%未満	0.96
60%以上70%未満	0.94
60%未満	0.92

(注) 新設校など過去に実績のない場合は60%未満とする。

(注) 埼玉県地域保健医療計画で定める二次保健医療圏及び副次圏ごとに、隣接する二次保健医療圏及び副次圏を合わせた地域を設定する。これを就業可能地域と呼び、次の表Aのとおり定める。

二次保健医療圏及び副次圏	就業可能地域
北部（西）保健医療圏	北部（西）保健医療圏、北部（東）保健医療圏、秩父保健医療圏
北部（東）保健医療圏	北部（東）保健医療圏、北部（西）保健医療圏、秩父保健医療圏、川越比企（北）保健医療圏、県央保健医療圏、利根（北）保健医療圏
秩父保健医療圏	秩父保健医療圏、北部（西）保健医療圏、北部（東）保健医療圏、川越比企（北）保健医療圏、西部保健医療圏
川越比企（北）保健医療圏	川越比企（北）保健医療圏、北部（東）保健医療圏、秩父保健医療圏、川越比企（南）保健医療圏、西部保健医療圏、県央保健医療圏
川越比企（南）保健医療圏	川越比企（南）保健医療圏、川越比企（北）保健医療圏、西部保健医療圏、県央保健医療圏、さいたま保健医療圏、南西部保健医療圏
西部保健医療圏	西部保健医療圏、秩父保健医療圏、川越比企（北）保健医療圏、川越比企（南）保健医療圏、南西部保健医療圏
南西部保健医療圏	南西部保健医療圏、西部保健医療圏、川越比企（南）保健医療圏、さいたま保健医療圏、南部保健医療圏
利根（北）保健医療圏	利根（北）保健医療圏、北部（東）保健医療圏、県央保健医療圏、利根（南）保健医療圏
利根（南）保健医療圏	利根（南）保健医療圏、利根（北）保健医療圏、県央保健医療圏、さいたま保健医療圏、東部（北）保健医療圏
県央保健医療圏	県央保健医療圏、北部（東）保健医療圏、川越比企（北）保健医療圏、川越比企（南）保健医療圏、さいたま保健医療圏、利根（北）保健医療圏、利根（南）保健医療圏

さいたま保健医療圏	さいたま保健医療圏、県央保健医療圏、川越比企（南）保健医療圏、南西部保健医療圏、南部保健医療圏、利根（南）保健医療圏、東部（北）保健医療圏
東部（北）保健医療圏	東部（北）保健医療圏、東部（南）保健医療圏、利根（南）保健医療圏、さいたま保健医療圏、南部保健医療圏
東部（南）保健医療圏	東部（南）保健医療圏、東部（北）保健医療圏、南部保健医療圏
南部保健医療圏	南部保健医療圏、南西部保健医療圏、さいたま保健医療圏、東部（北）保健医療圏、東部（南）保健医療圏

表Aで定める就業可能地域間において、所在する医療機関数及びその医療機関に勤務する看護師数を比較し、医療機関数若しくは看護師数が他のいずれの就業可能地域の2分の1に満たない就業可能地域がある場合には、次のとおり取り扱うこととする。

表Aで当該就業可能地域の左欄に掲げる保健医療圏にある看護師等養成所（以下「養成所」という。）については、当該養成所の県内就業率が課程ごとの県内看護師等養成所の県内就業率の平均（以下「平均」という。）を下回っている場合、当該養成所の県内就業率は平均と同じであるとみなす。

別表5

1 目的	看護師等養成所において、看護教員としての基礎がつくられる新任の専任教員（以下「新任教員」という。）に対する研修体制の構築を促進することにより看護教員の質の確保・向上を図ることを目的とする。 (注) 新任教員とは、専任教員として初めて看護師等養成所に就労する者をいう。	
2 事業内容	新任教員を対象として、新任教員に求められる能力（教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力など）に関する研修の実施。 研修内容はおおむね以下の例によるものとする。 (注) 他の看護師等養成所の新任教員を受け入れて実施することも可とする。	
(参考) 研修内容の例		
研修項目	研修内容	研修方法
教育実践能力	授業計画の立案、教育方法の検討など授業設計や方法、評価に関する事	講義及び演習
学生指導能力	学生把握、学習指導、生活指導、健康管理、個別相談等の場面での指導方法に関する事	講義及び演習
コミュニケーション能力	人間理解、人間関係構築、カウンセリング等の方法に関する事	講義及び演習
看護実践能力	臨床現場における自らの専門領域及び担当領域での短期研修などによる看護技術の実践や最新の医療知識の獲得に関する事	講義、演習及び臨地実習

別表6

1 目的
看護師等養成所において、すでに教員となっている看護教員養成講習会（教務主任養成講習会を含む）未受講者の受講を促進し、看護職員の養成に携わる者として必要な知識、技術を習得させ、看護教育の充実向上を図ることを目的とする。
2 事業内容
平成22年4月5日医政発第0405第3号厚生労働省医政局長通知「看護教員に関する講習会の実施要領について」に基づき実施される専任教員養成講習会又は教務主任養成講習会に教員を受講させること。

別表7

1 目的
看護師養成所において、学生の国家試験合格率の向上のために、専任教員の国家試験対策に関するセミナーの受講を促進し、国家試験の出題傾向や合格につながる指導方法等を修得させ、国家試験合格率の向上を図ることを目的とする。
2 事業内容
看護師等養成所以外が主催する国家試験対策セミナーに専任教員を受講させること。 ※セミナーの一部に国家試験対策に関するものが含まれている場合でも可とする。

別表8

1 目的
准看護師養成所から看護師養成所3年課程へ課程変更を予定している者を支援することにより、看護師資格を取得できる環境を整備し、看護教育の充実に資することを目的とする。
2 事業内容
准看護師養成所から看護師養成所3年課程へ課程変更の準備に必要な専任教員及び事務職員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等看護師養成所3年課程の設置準備を行うこと。 ただし、看護師養成所3年課程の設置等計画に係る審査を受けている者に限る。